

OECD Global Science Forum

2007年報告書

「科学の公正性確保と不正行為 防止のためのベストプラクティス」 背景と概要

2014年7月24日

永野 博 (OECD Global Science Forum 議長)

岩渕 秀樹 (元文部科学省国際交流官補佐 (OECD担当))

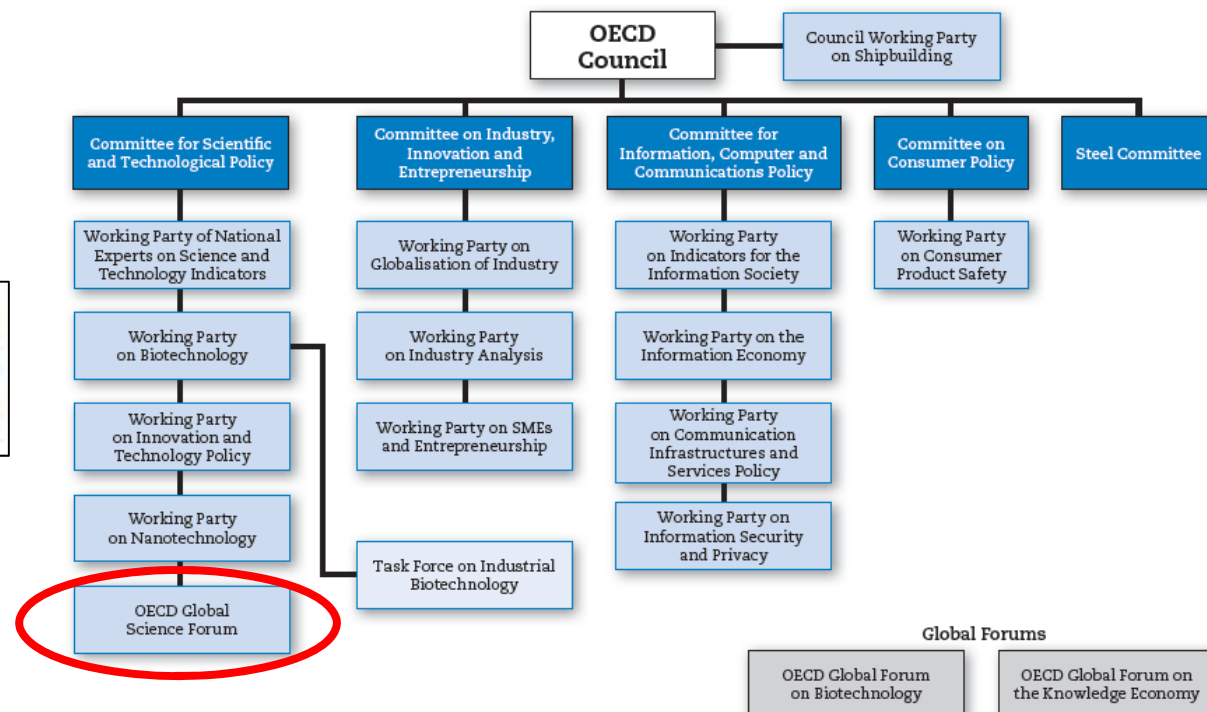
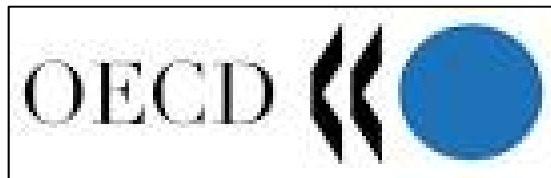
目次

- (1) はじめに
- (2) OECD/GSF報告書作成の背景
 - ・日本政府のイニシアティブ
- (3) OECD/GSF報告書作成の過程
 - ・OECD/文科省共催「科学の公正性確保と不正行為防止のための専門家会合」
- (4) OECD/GSF報告書の概要
- (5) OECD/GSF報告書の影響
- (6) まとめ

(1)はじめに

【GSFとは？】

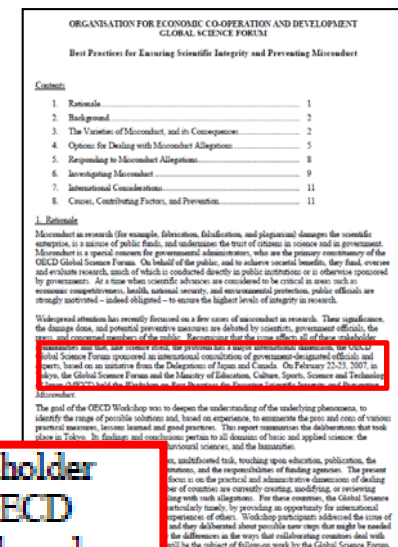
- Global Science Forum (GSF)は、OECD科学技術政策委員会傘下のフォーラム。OECD加盟国の政府代表者により構成。現在、永野がGSF議長を務める(2007年当時はGSF副議長)。



(1)はじめに

【GSF報告書の位置づけ】

- 「科学の公正性確保と不正行為防止のためのベストプラクティス」は、2007年に公表されたOECD/GSFの報告書。(加盟国への法的拘束力は無い。)
- 全てのGSF活動は、いずれかのOECD加盟国政府の提案・主導により実施される。
- 本報告書のとりまとめは、日本政府(文部科学省)の提案・主導により実施された。



press, and concerned members of the public. Recognising that the issue affects all of these stakeholder communities and that, like science itself, the problem has a major international dimension, the OECD Global Science Forum sponsored an international consultation of government-designated officials and experts, based on an initiative from the Delegations of Japan and Canada. On February 22-23, 2007, in Tokyo, the Global Science Forum and the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology of Japan (MEXT) held the *Workshop on Best Practices for Ensuring Scientific Integrity and Preventing Misconduct*.

(2) OECD/GSF報告書作成の背景

- 2005年、ソウル大教授(当時)の黄禹錫(ファン・ウソク)氏による研究不正事件が世界的なニュースとなり、科学界全体で対応策が求められていた。
- 当時、研究不正対策については各国で検討されていたが、国際的に整合のとれた検討とは言えない状況であった。
- こうした中、OECD事務局において、研究不正行為防止対策(※)をOECDとして取りまとめられないか検討され、2006年、加盟国に対し議論を主導できないか打診した。

(※)研究不正の発見・把握の仕組みや、科学者の行動規範のあり方について、各国の取組を集め、ケーススタディを行い、Best Practice Listを作成することが意図されていた。

(2) OECD/GSF報告書作成の背景

- 日本では、2006年当時、文科省の科学技術・学術審議会にて研究不正の取扱方法が、日本学術会議科学者行動規範専門委員会にて科学者の行動規範が、検討されていた。
- このように、政府、アカデミアが連携して研究不正対策を検討していた国は当時としては珍しく、OECD事務局からも注目され、日本政府に対し、GSFで活動を主導することが要請された。
- 日本側としては、①日本が世界に先駆けて研究不正対策の検討を進めている点をアピールできる、②各国のベストプラクティスを知ることによって我が国の不正対策の充実を図れる可能性がある、ことから本GSF活動を主導することとした。

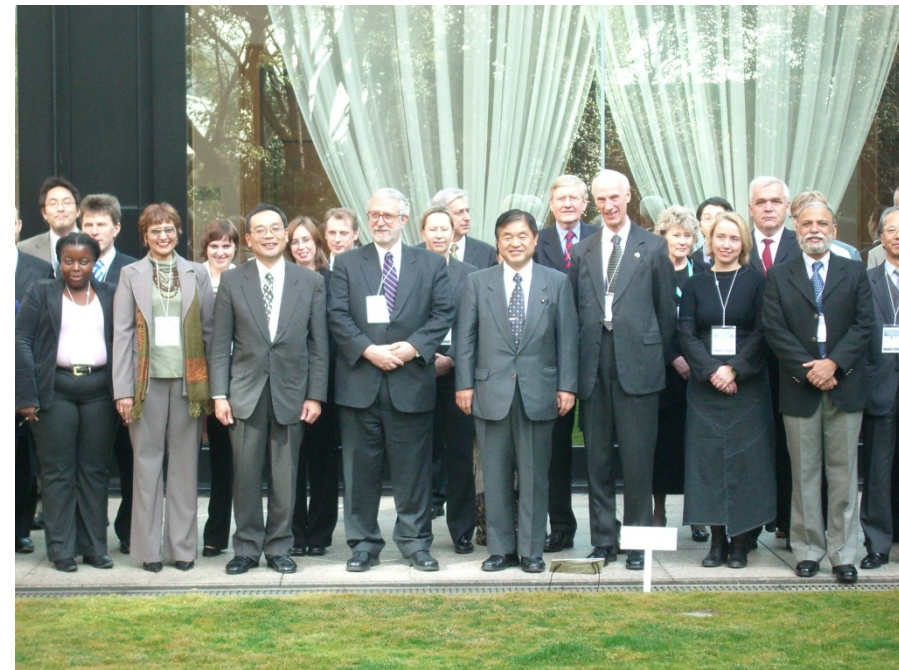
(3) OECD/GSF報告書作成の過程

- 2006年、OECD/ GSF政府間会合において、日本政府代表より「科学の公正性確保と不正行為防止のためのベストプラクティス」についてGSFが報告書を取りまとめることを提案。
- その後、有志関心国により報告書の内容に関する議論が行われるとともに、OECD事務局からOECD加盟国の研究不正専門家に対するヒアリング調査を実施。（日本の専門家に対してもヒアリングを実施。）

(3) OECD/GSF報告書作成の過程

- 以上の準備を経た後、2007年2月、OECD/文科省共催「科学の公正性確保と不正行為防止のための専門家会合」が東京で開催され、報告書取りまとめに向けて活発な意見交換が行われた。
 - #23か国、3国際機関から約70名の行政官、専門家が出席。
 - #日本政府からは、遠藤文部科学副大臣（当時）、文科省局長、日本学術会議副会長他が出席）
- この東京会合の成果を踏まえ、2007年11月、「科学の公正性確保と不正行為防止のためのベストプラクティス」が取りまとめられた。

(3) OECD/GSF報告書作成の過程



OECD/文科省共催「科学の公正性確保と不正行為防止のための専門家会合」(2007年2月、東京)の様子

GSF東京会合の議論：①不正行為とその影響

- 各国での不正行為の定義を比較した結果、(日本での定義と同様、)論文・データの捏造、改ざん、盗用(FFP)として捉えるのが国際的に通例であることを確認した。
- 一方、不正行為の周辺に、様々な「疑わしい研究行為」(QRP: Questionable Research Practice)がある(データを過剰に解釈すること、過剰に装飾された研究提案書の作成、過剰に装飾された研究成果の発表等)。QRPは、厳密に不正行為と言いきれないが、研究の公正性を確保し、社会からの信頼を維持していく上で、今後対策を検討すべき懸案であると見る国が多かった。
- 不正行為の影響としては、科学への信頼低下が最も懸念された。特に、不正が大きく報道されることで、科学者というロールモデルの崩壊、科学者を志す子どもの減少、といった懸念をもつ国が見られた。

GSF東京会合の議論：②不正行為の取扱い

- 不正行為かどうかの判定を政府主導で行う北欧（デンマーク等）、政府とは独立した形で研究機関等が取り組むドイツなど、国毎に多様な仕組みがあることを確認。
- 総論的には、各研究機関レベルで不正行為を取り扱うという国が多い。一方で、複数機関が関わる研究プロジェクトや、研究助成機関から大規模な研究資金を得ている場合には、研究助成機関が不正行為を取り扱う国も見られた。
- 国際共同研究で不正行為が発生する場合の取扱いが、欧州で議論され始めたとの報告があり、OECDなどGlobalレベルでも不正取扱いの調和（harmonization）を検討すべき、そのための対話を重ねるべき、と多くの国から意見あり。
- 一方、国毎に研究文化や不正の取扱いには大きな相違があり、「調和」は単一ルールへの統一（equalization）ではない、という点で大多数の国の意見が一致。

GSF東京会合の議論：

③不正行為の防止と公正性の向上促進

- 不正行為の防止、研究公正性の向上のために今後重要な視点として、ファンディングの仕組み、学会誌の編集方針、(若手)研究者の雇用・評価制度等の点が多数提起された。中でも、若手研究者、学生等の倫理教育という点が非常に重要である、と主張する国が多かった。
- 教育プログラムとしては、米国の大学でのプログラムの事例などが紹介され、先行事例として注目された。

(4) OECD/GSF報告書の概要

結論A: 研究不正の多様性とその影響

- 科学者も、他の職に就く者と同様に、プレッシャーや誘惑に無縁ではない。同時に、研究不正が発生すれば、科学へのダメージは甚大。
- 研究不正の形態は多様であり、その影響も多様。形態に応じて最適な方法で公正性向上に取り組むべき。
- 研究不正の発生への対処よりも、発生の未然防止を図ることが、より重要である。
- 公正性向上と不正防止には、科学に関わる全ての者(大学、研究機関、研究助成機関、職能団体(学会、アカデミー)、出版社)が取り組む必要がある。

(4) OECD/GSF報告書の概要

結論B: 研究不正告発の取扱方法

- 普遍的で最適な取扱方法は存在しない。
- 従って、研究不正マネジメントに関わる者は、自由度をもって、自らの国や組織に適合した方法を定め、実施することとなる。
- しかし、定めた取扱方法は関連するコミュニティに対して明示することが望まれる。
- また、取扱方法は、主要な関係機関（研究者、研究助成機関、出版社、国民の代表者）との幅広の協議を経て作ることが望ましい。
- 本報告書の内容は、取扱方法を定めるに当たってのチェックリストとして活用可能。

(4) OECD/GSF報告書の概要

結論C: 研究不正告発への対処

- 研究不正の発生について正当に疑いを抱いた善意の者には、所要の情報と支援がなされるべき。
- 告発者、被告発者双方は弱い立場にあることから、告発への対処は、機密性、客観性、公平性をもって行うべき。
- 告発を受理する者は、必要な能力、権限をもち、訓練されているべき。
- 可能であれば、軽微な案件については、告発受理者が処理する権限を与えられるべき。

(4) OECD/GSF報告書の概要

結論D: 研究不正の調査

- 研究不正の調査は、定められた手続き(司法手続きと同基準とは限らない)に基づき、高い公正性と正確性をもって行う必要。
- 科学者の評判は一旦失墜すると回復は困難であり、調査の公平性と信頼性は必須。
- 是正措置は、不正の深刻さに見合うもの、不正による影響の除去を目指すものであるべき。
- このため、うまく設計され、実証されてきた定義・原則・手続きにより行われるべき。
- 調査手続きを設計する際に、本報告書は参照事例となる。

(4) OECD/GSF報告書の概要

結論E: 国際協力

- 国ごとにルール・手続も異なることから、国際協力プロジェクトにおける研究不正告発への対処は特に困難。
- 研究活動の国際化が進むにつれ、こうした国ごとのルール・手続の調和や収れんを図ることが望ましくなってきた。
- 今後、関心国がこうした調和・収れんを図るための対話を行おうとする場合、OECD/GSFを対話の場とすることが可能。

(4) OECD/GSF報告書の概要

結論F: 不正の原因と防止

- 研究不正の原因を理解することは、不正の未然防止と発生への対処に効果的な方策を検討する上で有益。
- この報告書には、あり得べき多くの原因を列挙したが、各々について処方箋を備えておくことが可能。
- 特に重要な点は、次のとおり。
 - # 行動規範に基づく若手研究者の教育
 - # 研究組織レベルでの不正に係る率直な議論
 - # 告発を取り扱う信頼性の高く透明な仕組み
 - # 調査結果を公表すること
 - # 雇用・昇進・研究費助成の過程を合理的なものとする

(5) OECD/GSF報告書の影響

- 2007年のGSF報告書を基に、GSF加盟国の間で引き続き事務的な検討が行われた結果、2009年、GSFにおいて「国際共同研究プロジェクトにおける研究不正行為の調査に係る実践的ガイドライン」が取りまとめられた。
- GSF報告を踏まえ、2010年、欧州科学財団(ESF)及び全欧州アカデミー(ALLEA)は、「研究公正のための欧州行動規範」を取りまとめた。(同規範の文書中でもGSF報告を引用している。)
- GSFにおける議論は、各国のアカデミー等が参加する第1回研究公正に関する国際会議(2007年、リスボン)で紹介。その後、第2回の同国際会議(2010年、シンガポール)では、会議参加者による「研究公正に関するシンガポール宣言」を公表。

(6)まとめ

- 日本国内の取組や、研究不正問題に対する日本政府の真摯な姿勢を他の加盟国にアピールするには効果的な場であった。
- 他国の取組を日本の政策立案に反映しようという意図もあったが、国際的な合意形成には時間がかかるので、国内の政策立案に求められるスピードには間に合わなかった。国際機関とは、短期間での利得を得るよりも長期的な検討視点を得るといような感覚で付き合うべき。
- 日本政府主導での活動ということで、担当した行政部局は相当の労力を注入した。
- GSFの(副)議長を日本人が務めていることは、日本政府のイニシアティブ発揮には効果的。